

## 計算証明の電子化に関する基準の一部改正について

計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）第1条の4第2項及び第87条第1項の規定に基づき、計算証明の電子化に関する基準（平成29年3月30日検査官会議決定）の一部を次のように改正し、令和3年度分以降の計算証明について適用する。ただし、この改正による改正後の別表3及び別表7の規定の適用については、一元的な文書管理システムから電子決裁システムへの移行が完了するまでの間、「電子決裁システム」とあるのは、「一元的な文書管理システム又は電子決裁システム」とする。

令和4年2月28日

会計検査院長 森田 祐司

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
別表3（第3及び第4関係）				別表3（第3及び第4関係）			
項番	計算証明規則の条文	計算証明書類の名称（注1）	作成システムの名称	項番	計算証明規則の条文	計算証明書類の名称（注1）	作成システムの名称
1	第15条	歳入徴収額計算書の証拠書類 ・ 契約書 ・ 契約条項 ・ 署名情報 ・ 請書	電子調達システム（注2）	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
8	第62条	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
		物品管理計算書の証拠書類 ・ 前欄に掲げる証拠書類の決裁履歴	<u>電子決裁システム</u> （注5）			[同左]	<u>一元的な文書管理システム</u> （注5）
<p>(注1) [略]</p> <p>(注2・注5) 「電子調達システム」及び「<u>電子決裁システム</u>」とは、デジタル庁が運用している電子調達システム及び<u>電子決裁システム</u>をいう。</p> <p>[ (注3) ・ (注4) 略]</p>				<p>(注1) [同左]</p> <p>(注2・注5) 「電子調達システム」及び「<u>一元的な文書管理システム</u>」とは、デジタル庁が運用している電子調達システム及び<u>一元的な文書管理システム</u>をいう。</p> <p>[ (注3) ・ (注4) 同左]</p>			
別表7（第4関係）				別表7（第4関係）			
計算証明規則の条文	計算証明書類の名称	作成システムの名称		計算証明規則の条文	計算証明書類の名称	作成システムの名称	
第65条	国有財産増減及び現在額計算書の証拠書類 ・ <u>電子決裁システム</u> により電子決裁を行い、確定情報として保存されている各帳票（注）及びその決裁履歴	<u>電子決裁システム</u>		[同左]	国有財産増減及び現在額計算書の証拠書類 ・ <u>一元的な文書管理システム</u> により電子決裁を行い、確定情報として保存されている各帳票（注）及びその決裁履歴	<u>一元的な文書管理システム</u>	

	国有財産無償貸付状況計算書の証拠書類 ・ <u>電子決裁システム</u> により電子決裁を行い、確定情報として保存されている各帳票（注）及びその決裁履歴	<u>電子決裁システム</u>		国有財産無償貸付状況計算書の証拠書類 ・ <u>一元的な文書管理システム</u> により電子決裁を行い、確定情報として保存されている各帳票（注）及びその決裁履歴	<u>一元的な文書管理システム</u>
（注） [略]			（注） [同左]		
備考 表中の [ ] の記載は注記である。					